

三鷹台駅前周辺地区 まちづくり推進地区整備方針の 策定について

三鷹台駅前周辺地区（井の頭一丁目、二丁目、区域約 60 ヘクタール）は、地域のみなさんからの申し出に基づき、市が平成 19 年 8 月 15 日にまちづくり推進地区^{※1}に指定しました。（区域の詳細は、区域図をご覧ください。）

これを受け、市では、地域のみなさんからのご意見を踏まえた当該地区のまちづくり推進地区整備方針^{※2}を、平成 30 年 7 月 30 日に策定しましたので、お知らせいたします。

なお、策定までの経過は、裏面をご覧ください。

記

- 1 まちづくり推進地区整備方針の名称
三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針
- 2 策定日
平成 30 年 7 月 30 日

※1 まちづくり推進地区とは、三鷹市まちづくり条例に基づき、良好な都市景観の形成、災害に強い都市基盤の整備など、まちづくりを重点的に推進する区域として市長が指定する地区のことです。

※2 まちづくり推進地区整備方針とは、三鷹市まちづくり条例に基づき、市長が、まちづくり推進地区の地域のみなさんからのご意見を伺いながら、地区のまちづくりの目標や、公共施設の整備に関する方針等について定めるものです。

お問い合わせ先

三鷹市都市整備部まちづくり推進課まちづくり推進係

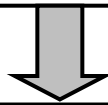
TEL : 0422-45-1151 内線 2862・2863

FAX : 0422-46-4745

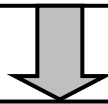
〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1

三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針 (以下「整備方針」という) 策定までの経過

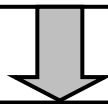
平成 19 年 3 月 27 日 三鷹台まちづくり協議会より「まちづくり推進地区申出書」の提出



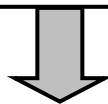
平成 19 年 8 月 15 日 「三鷹台駅前周辺地区」をまちづくり推進地区に指定



平成 30 年 2 月 9 日 整備方針「素案」の策定



平成 30 年 5 月 25 日 整備方針「案」の策定



平成 30 年 7 月 30 日 整備方針の策定